

特定非営利活動法人
秀明インターナショナル(Shumei International)

定 款

制定 平成15年7月24日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 秀明インターナショナル (Shumei International) といい、略称 Shumei とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、滋賀県甲賀郡信楽町大字田代353番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条

この法人は、岡田茂吉の理念に基づき実際的なプログラムを実践することで世界平和に貢献することを目的とする。プログラムは、自然との共存に基づく再生可能な農業の実施と新しいライフスタイルの開発、優れた芸術による人心の教化、グローバルコミュニティーの感覚を持つ人材の育成と異文化間の国際協調の3点を基本に実践し、この実践から個々の人間性、精神性の向上が促され、大きくは世界平和樹立に貢献しようとするものである。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ①社会教育の推進を図る活動
- ②学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③環境の保全を図る活動
- ④人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑤国際協力の活動
- ⑥子どもの健全育成を図る活動
- ⑦前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①素晴らしい自然環境の中での研修会等（野外キャンプ、リトリート研修会等）の開催により人々に持続可能な自然順応ライフスタイルを提案し、地球環境保全に寄与しようとする事業。
- ②芸術活動（展覧会、コンサート活動など）を通じて、豊かな精神文化を創造しようとする事業。
- ③再生可能な農業の実施と普及。実施者の援助それに関する情報交換及び伝達に関する事業。
- ④講演会、シンポジウム等を開催することにより異民族、異文化間における相互理解を促そ

うとする事業。

- ⑤ 世界各地の青少年に国際社会、環境問題、芸術、農業等の分野における学び及び相互交流の場を提供し、新しい時代のリーダーを育成しようとする事業。
- ⑥ 本法人と同様の目的を持って活動する国内外の団体、個人とパートナーシップを組み、活動を広く共有しようとする事業。
- ⑦ 本法人と同様の目的を持って活動する団体、個人を支援する事業。
- ⑧ その他、本法人の目的を達成する為に必要な事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し積極的に法人の活動に参加する個人。
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し可能な範囲でこれを援助する個人または団体で、正会員以外の者。

(入会)

第7条 会員として入会するものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、入会の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 5 人以上
 - (2) 監 事 1 人 以上
- 2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会、監事は総会の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関する必要な事項は、理事は理事会、監事は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長並びに必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の会議は総会及び理事会とする。

2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他理事会が総会に付議すべき事項と議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

ただし、この通知は、各正会員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、電子メールで送付することにより行うこともできる。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条、次条第 1 項第 2 号、第 50 条及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 借入金に関する事項（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 会費の額
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が あったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に 理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少 なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなくては開催できない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と する。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書 面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項第2号の適用については、理事会 に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができ ない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第1

1条第3項の規定に掲げるものの内、総会において出席した正会員の過半数の議決をもって選定したものに譲渡する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1頁に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行とする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小山 弘子
副理事長	西田 幸生
理事	イマイ ユージン ユウジ
同	小栗 澄江
同	出口 公一
同	イマイ アラン アキヒサ
同	片山 寛明
同	マツザキ アリス マリコ
同	田代 隆一
監事	西崎 進三

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。入会金はなしとする。
 - (1) 正会員 個人 年会費 1口3,000円（1口以上で任意とする）
 - (2) 賛助会員 個人 年会費 1口1,000円（1口以上で任意とする）
団体 年会費 1口10,000円（1口以上で任意とする）

原本に相違ありません。

平成30年 7月 2日

滋賀県甲賀市信楽町田代353番地1
特定非営利活動法人
秀明インターナショナル
理事 小山